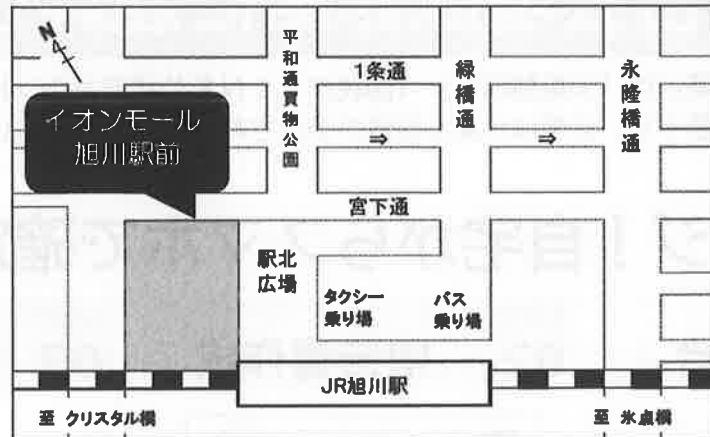


# 確定申告会場について

入場整理券の  
事前発行はこちら！



- 《開設期間》 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)(土、日、祝日等を除く)  
《会場》 イオンモール旭川駅前 4階イオンホール(旭川市宮下通7丁目2番5号)  
《受付時間》 午前9時～午後4時(混雑状況により、早めに締め切る場合があります。)  
《入場整理券は、店舗4階立体駐車場(P6)出入口通路で配付します。》



## 確定申告会場へは

- 午前9時までは ⇒ 立体駐車場のエレベーターで『P6』へお越しください。(午前9時から入館)  
※ 立体駐車場6F(P6)が、確定申告会場に最寄りの入口です。  
午前9時からは ⇒ イオンモール内と立体駐車場のエレベーターを利用できます。  
午前10時からは ⇒ イオンモール内のエスカレーターも利用できます。

## 《ご注意ください》

- 上記の確定申告会場では、申告書等の提出のみの受付をしておりませんので、札幌国税局業務センター旭川分室への郵送による提出にご協力ください。

郵送する場合の宛先：札幌国税局 業務センター旭川分室

〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎

- 税務署の庁舎内には、確定申告会場を設置しておりません。

※ 当日の相談状況により、お持ちの整理券の時間よりも後の時間帯の入場となる場合があります。また、整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

## 確定申告会場ではご自身のスマホを利用した申告をご案内しています。

- 来場の際は、次の書類等をご準備ください。
  - ① マイナンバーカード
  - ② マイナンバーカードのパスワード2種類
    - ✓ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
    - ✓ 署名用電子証明書(英数字6～16文字)
  - ③ 確定申告のお知らせはがき(又は通知書)
  - ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
- 事前に「マイナポータルアプリ」のインストールが必要です。
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
  - ・ 運転免許証等の身元確認書類
  - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類


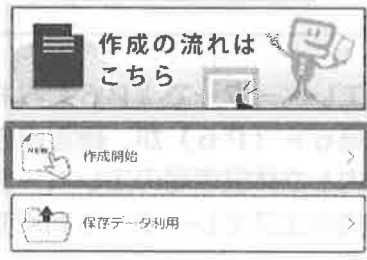

【お問合せ先】 旭川東税務署 〒070-0026 旭川市東6条1丁目2番15号  
☎0166-23-6291 ※ 自動音声でご案内します。

# 確定申告はマイナンバーカードとスマホを使ったe-Tax申告が便利です！

## 確定申告会場は非常に混雑します

確定申告会場への入場には「入場整理券」（国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配付）が必要です。会場は大変な混雑が予想され、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

## チャレンジ！自宅からスマホで確定申告！

STEP 01 作成開始	STEP 02 申告書作成	STEP 03 送信・完了
 <p>作成コーナー</p> <p>マイナンバーカードとスマートフォンを用意して確定申告書等作成コーナーへアクセス！</p>	 <p>作成の流れはこちら</p> <p>作成開始</p> <p>保存データ利用</p> <p>画面の案内に沿って入力すると自動計算で申告書が作成できます！ <b>e-Tax（マイナンバーカード方式）</b>による作成・提出がオススメです！</p>	 <p>作成した申告書は、そのまま送信するだけで、自宅から簡単に申告手続が完了します！</p>

### 💡 e-Taxの5つのメリット

 <p>自宅から申告可能</p>	 <p>確定申告期間24時間利用可能</p> <p>※メンテナンス時は利用できません</p>	 <p>早期還付 (3週間程度で還付)</p> <p>書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付</p>	 <p>添付書類提出不要</p> <p>※一部の書類は持ちます</p>	 <p>申告書がデータで取得可能</p>
---	---	---	---	---

### 💡 確定申告はマイナポータル連携で自動入力

マイナポータルから、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当する項目へ自動入力できます。

※ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

給与所得の源泉徴収票 ※

ふるさと納税

公的年金の源泉徴収票

医療費

生命保険

自動入力対象はほかにたくさん！

ふるさと納税

医療費  
(未納分もOK！)

給与・年金

事前準備の詳細はこちら！



国税庁ホームページでは、上記の詳しい説明のほか、確定申告に関する様々な情報を紹介しております。

詳しくはこちらから

